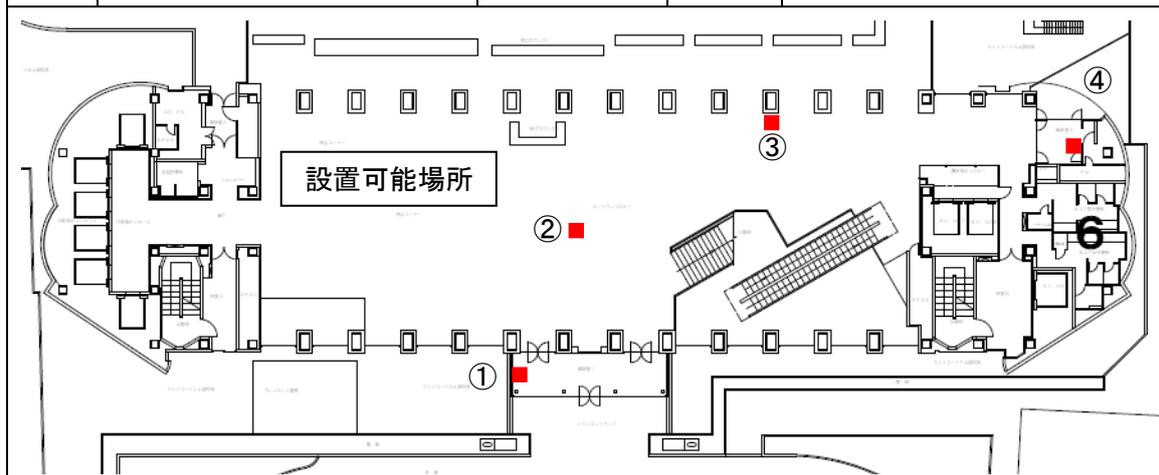


施設別広告付き AED 設置個所・運用条件

施設番号	施設名称 (住所)	設置可能場所	設置台数	広告付き AED 条件
1	久留米市役所本庁舎 福岡県久留米市城南町 1 5 番地 3	1 階ロビー	1 台	一体型又はセパレート型又は AED 単体 アンカー、ビス打ち不可



○施設概要

地下 2 階、地上 20 階、延べ床面積 33,376 m<sup>2</sup>の久留米市の主たる庁舎であり、様々な方が各種手続き等の目的で来場されます。

○開館日・時間（開館日・時間は変更になることがあります）

月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

木曜日 一部の窓口業務を午後 7 時まで延長

〔閉庁日〕土曜日及び日曜日

年末年始(12 月 29 日から 31 日までの日並びに 1 月 2 日及び 3 日)

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

○設置可能個所・条件

- ・ 設置可能箇所は①～④のうちのいずれか 1 か所です。
- ・ ①、④には近くに電源があります（引き回し、養生必要）。
- ・ ②、③には近くに電源がありませんので工事が必要です。
- ・ ロビー内（②、③）では音声を出すことはできません。①、④で音声を出す場合、音量等について協議が必要です。
- ・ いずれの個所も一体型、セパレート型の設置が可能です。また、
- ・ 設置事業者の都合により、広告を設置しないことも可能です。

施設別広告付き AED 設置個所・運用条件

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置台数	広告付き AED 条件
2	田主丸総合支所 久留米市田主丸町田主丸 459-11	1 階ロビー	1 台	一体型又はセパレート型又は AED 単体 アンカー、ビス打ち不可



○施設概要

地上 2 階、延べ床面積 2,239 m<sup>2</sup>の建物で、久留米市田主丸地域での各種行政サービスを提供する施設であり、様々な方が各種手続き等の目的で来場されます。

○開館日・時間（開館日・時間は変更になることがあります）

月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

木曜日 一部の窓口業務を午後 7 時まで延長

[閉庁日] 土曜日及び日曜日

年末年始(12 月 29 日から 31 日までの日並びに 1 月 2 日及び 3 日)

国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

○設置可能個所・条件

- ・ 設置可能箇所は①です。
- ・ 近くに電源がありますが、建物管理上支障がないよう調整が必要です（引き回し、養生必要）。
- ・ 音声を出すことはできません。
- ・ いずれの個所も一体型、セパレート型の設置が可能です。
- ・ 設置事業者の都合により、広告を設置しないことも可能です。

施設別広告付き AED 設置箇所・運用条件

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置台数	広告付き AED 条件
3	北野総合支所 久留米市北野町中 3245 番地 3	1 階ロビー	1 台	一体型又はセパレート型又は AED 単体 アンカー、ビス打ち不可



○施設概要

地上 2 階、延べ床面積 1,333 m<sup>2</sup>の建物で、久留米市北野地域での各種行政サービスを提供する施設であり、様々な方が各種手続き等の目的で来場されます。

○開館日・時間（開館日・時間は変更になることがあります）

月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

木曜日 一部の窓口業務を午後 7 時まで延長

〔閉庁日〕土曜日及び日曜日

年末年始（12 月 29 日から 31 日までの日並びに 1 月 2 日及び 3 日）

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

○設置可能箇所・条件

- ・ 設置可能箇所は①です。
- ・ 近くに電源がありますが、建物管理上支障がないよう調整が必要です（引き回し、養生必要）。
- ・ 音声を出すことはできません。
- ・ いずれの箇所も一体型、セパレート型の設置が可能です。
- ・ 設置事業者の都合により、広告を設置しないことも可能です。

施設別広告付き AED 設置箇所・運用条件

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置台数	広告付き AED 条件
4	城島総合支所 久留米市城島町檜津 743-2	1 階ロビー	1 台	一体型又はセパレート型又は AED 単体 アンカー、ビス打ち不可



○施設概要

地上 4 階、延べ床面積 3,485 m<sup>2</sup>の建物で、久留米市城島地域での各種行政サービスを提供する施設であり、様々な方が各種手続き等の目的で来場されます。

○開館日・時間（開館日・時間は変更になることがあります）

月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

木曜日 一部の窓口業務を午後 7 時まで延長

〔閉庁日〕土曜日及び日曜日

年末年始(12 月 29 日から 31 日までの日並びに 1 月 2 日及び 3 日)

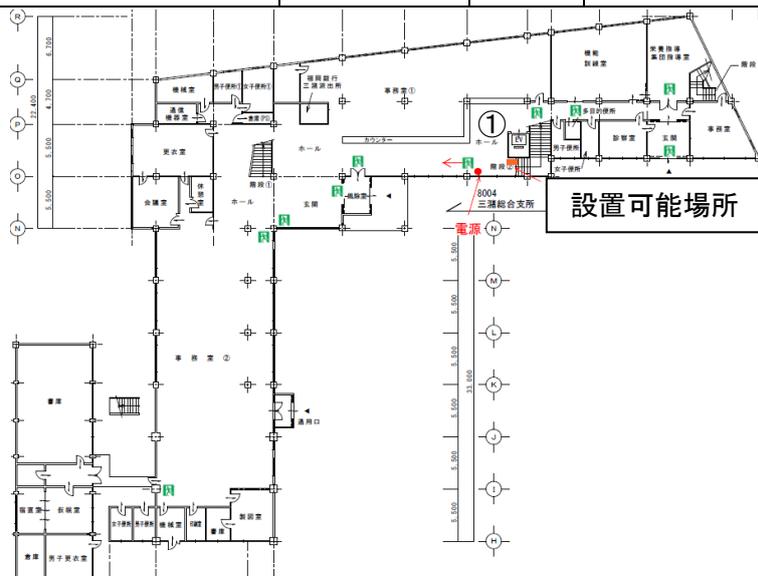
国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

○設置可能箇所・条件

- ・ 設置可能箇所は①です。
- ・ 近くに電源がありますが、建物管理上支障がないよう調整が必要です（引き回し、養生必要）。
- ・ 音声を出すことはできません。
- ・ いずれの箇所も一体型、セパレート型の設置が可能です。
- ・ 設置事業者の都合により、広告を設置しないことも可能です。

施設別広告付き AED 設置箇所・運用条件

施設番号	施設名称 (住所)	設置場所	設置台数	広告付き AED 条件
5	三瀨総合支所 久留米市三瀨町玉満 2779-1	1 階ロビー	1 台	一体型又はセパレート型又は AED 単体 アンカー、ビス打ち不可



○施設概要

地上 2 階、延べ床面積 3,272 m<sup>2</sup>の建物で、久留米市城島地域での各種行政サービスを提供する施設であり、様々な方が各種手続き等の目的で来場されます。

○開館日・時間（開館日・時間は変更になることがあります）

月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

木曜日 一部の窓口業務を午後 7 時まで延長

[閉庁日] 土曜日及び日曜日

年末年始(12 月 29 日から 31 日までの日並びに 1 月 2 日及び 3 日)

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

○設置可能箇所・条件

- ・ 設置可能箇所は①です。
- ・ 近くに電源がありますが、建物管理上支障がないよう調整が必要です（引き回し、養生必要）。
- ・ 音声を出すことはできません。
- ・ いずれの箇所も一体型、セパレート型の設置が可能です。
- ・ 設置事業者の都合により、広告を設置しないことも可能です。